

別添 1

香川県における豪雨災害の軽減に向けた  
地域の取組み方針  
(拡充案)

令和元年 6 月 1 0 日

香川県大規模氾濫等減災協議会

## 目次

- 1 はじめに
- 2 本協議会の構成員
- 3 地域の実践方針の拡充
- 4 フォローアップ

## 1 はじめに

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらによる住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

このような背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を踏まえ「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組が国管理河川を中心に開始されている。

このような中、平成 28 年 8 月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道では国管理河川の支川で堤防決壊、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生した。

この災害を受け、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会から「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、この答申において、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開し、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと、地域社会機能の継続性を確保すること、を目指すべきであると提言されている。

香川県においても、平成 16 年や平成 23 年など河川の氾濫による甚大な浸水被害や土砂災害が発生しており、今後、気候変動により施設能力を上回る洪水等の災害発生頻度が高まることも予想される。「施設では防ぎきれない大洪水や土砂災害は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、香川県における洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「香川県大規模氾濫等減災協議会」を平成 30 年 3 月 28 日に設立した。

本協議会では、国の緊急行動計画の改定を受け、水災や土砂災害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を拡充し、今後も、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

## 2 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、以下のとおりである。

構 成 員
高松市長
丸亀市長
坂出市長
善通寺市長
観音寺市長
さぬき市長
東かがわ市長
三豊市長
土庄町長
小豆島町長
三木町長
直島町長
宇多津町長
綾川町長
琴平町長
多度津町長
まんのう町長
国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長
気象庁高松地方气象台長
香川県知事

### 3 地域の取組み方針の拡充

水害や土砂災害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、次の事項について各構成員が独自に、または連携して被害を軽減するためのハード・ソフト対策に取り組む。

- (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- (2) 被害軽減の取組
- (3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組
- (4) 防災施設の整備等

## 地域の取組み方針の拡充

赤書: 取組方針の拡充

### (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み (13項目 → 27項目)

取組みの柱				
No	取組み項目	取組み内容	取組み機関	取組み開始時期
① 情報伝達、避難計画等に関する事項				
1	・洪水時における河川管理者等からの情報提供等 (ホットラインの構築)	・毎年、出水期前に、連絡体制を確認・更新し、ホットラインの運用を継続する。	県、市町、 気象台	平成29年度～
2	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	・毎年、出水期前に市町担当者とタイムラインを確認する。 ・タイムラインを活用して、洪水・土砂災害対応訓練を実施する。	県、市町	平成29年度～
①	・多機関連携型タイムラインの拡充	・要配慮者利用施設やライフライン事業者等、様々な関係者と調整し、多機関連携型タイムラインの作成に向けた検討を行う。	県、市町等	新規
3	・水害危険性の周知促進	・水位周知河川の可能性がある河川について詳細検討・調整を実施し、順次指定する。 ・市町の役場等に係る河川のうち、水位計のない新川水系古川において水位情報を提供できるよう、危機管理型水位計を追加設置する。 ・毎年、協議会において、水害危険性周知の実施状況を確認する。	県	平成30年度～
4	・ICT等を活用した洪水情報の提供	・洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を継続するとともに、登録型メールの普及啓発に努める。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容やホームページ等について、分かりやすい表現に努める。	県、市町  県、市町	継続して実施  拡充
②	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	・洪水予報、水位周知情報及び土砂災害警戒情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用する。	県、市町	新規
③	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等について流域住民等へ周知する。 ・洪水時のダム操作に関するわかりやすい情報提供を行う。	県	新規
④	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	・水害リスク情報の共有や、住民の避難確保体制の整備のため、ダムの放流量から下流基準点の流量予測をし、さらに、そのピーク水位における想定氾濫区域図の作成に向けた検討を行う。	県	新規
⑤	・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	・スナークラインの公表等、土砂災害警戒情報を補足する情報を提供する。	県	新規

⑥	・避難計画作成の支援ツールの充実	・想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について、公表に合わせ、ホームページに掲載する。	県	新規
5	・隣接市町村における避難場所の設定 (広域避難体制の構築)等	・市町BCP作成支援事業により、市町の広域避難体制を検討する。	県、市町	平成30年度～
6	・要配慮者利用施設における避難計画の作成 及び避難訓練の実施	・国が作成するモデル施設の避難確保計画を、協議会の場において共有する。 ・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、対象施設に対して点検・啓発を行う。 ・毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。	県、市町	平成29年度～

取組みの柱				
No	取組み項目	取組み内容	取組み機関	取組み開始時期
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
7	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 ・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表	・水位周知河川等12河川のうち香東川、新川、春日川、本津川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図はH31.3公表済み。残り8河川について順次作成し、公表する。 ・高潮浸水想定区域を作成・公表する。	県	平成29年度～  拡充
8	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	・想定最大規模の浸水想定区域作成に応じ、水害及び高潮ハザードマップを作成し、住民等へ広く周知する。 ・水害及び高潮ハザードマップの作成後は、国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録する。 ・市町において、水害及び高潮ハザードマップを活用し、訓練等を実施する。	市町	平成30年度～  拡充
9	・浸水実績等の周知	・市町は浸水実績等に関する情報について、市町ハザードマップ等により住民等への周知啓発に努める。	市町	平成30年度～
⑦	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	・公表及び掲載用データの整備が完了した洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域を掲載する。	県、市町	新規
⑧	・災害リスクの現地表示	・まるとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有する。 ・土砂災害防止推進会議等での先進的な取組事例を共有し、取り組んでいく。	県、市町	新規
10	・防災教育の促進	・国が土器川をモデルとして作成する指導計画を、県教育委員会を通じて、全ての学校に共有する。	県	平成30年度～
		・県政出前懇談会等の出前講座を継続して実施する。	県、市町、 気象台	平成30年度～
		・要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等により支援する。	県、市町	拡充
⑨	・避難訓練への地域住民の参加促進	・関係機関が連携して実施する住民参加型の避難訓練や、様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有する。	県、市町	新規
⑩	・共助の仕組みの強化	・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町の取組に対して専門家による支援を実施する。	県、市町	新規
⑪	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討する。	県、市町	新規
⑫	・地域防災力の向上のための人材育成	・地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討する。	県、市町	新規

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</li> <li>・洪水予測や水位情報の提供の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理型水位計を整備する。(34基完了)</li> <li>・危機管理型水位計や河川監視用カメラの追加配置計画を検討・調整する。</li> <li>・ダム放流警報の耐水化が必要な施設については、対策を実施する。</li> </ul>	県	平成30年度～  拡充
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊までの時間を少しでも引き延ばすハード対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在実施中の河道改修を推進する。</li> </ul> <p>古川(引田)、番屋川、新川、吉田川、春日川、本津川、綾川、大東川、古子川、桜川、弘田川、高瀬川、一の谷川</p>	県	継続して実施
⑬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路、避難場所の安全対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において、円滑な避難を確保する砂防堰堤等の整備を推進する。</li> </ul>	県	新規
⑭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な退避場所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供する。</li> </ul>	県	新規
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川防災ステーションの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の防災ステーションについて、円滑な水防活動、活用方策の充実を図る。</li> </ul>	県、市町	平成30年度～

**被害軽減の取組**

**(2) 的確な水防活動のための取組 (6項目→7項目)**

取組みの柱				
No	取組み項目	取組み内容	取組み機関	取組み開始時期
<b>①水防体制の強化に関する事項</b>				
14	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・毎年、出水期前に重要水防箇所の見直しを行い、協議会で周知する。	県	継続して実施
		・毎年、出水期前に水防資機材について各々が確認する。	県、市町	継続して実施
15	・水防・土砂災害に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すため、広報、自主防災活動アドバイザー派遣事業等の取組みを継続する。	県、市町	平成30年度～
16	・水防・土砂災害防止訓練の充実	・多様な関係機関、住民等の参加により、実践的な水防・土砂災害防止訓練を実施する。	市町	平成30年度～
		・毎年、総合防災訓練を実施する。	県	平成30年度～
17	・水防団体間の連携、協力に関する検討	・「香川県消防相互応援協定」の内容を確認し継続する。	市町	継続して実施
<b>②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>				
18	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・想定最大規模の洪水浸水想定区域が作成できた際は、協議会の場において、区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有する。	県	平成30年度～
		・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内や水害実績のある市町村庁舎や災害拠点病院等の施設への洪水及び土砂災害に関する情報伝達体制等を検討する。	市町	平成30年度～
19	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	・協議会の場等において、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の市町村庁舎の機能確保に関する情報を共有し、市町BCPIにおいて、機能確保のための対策を検討する。	市町	平成30年度～
⑮	・早期復興を支援する事前の準備	<p>・2018年の緊急点検を踏まえ、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等の撤去による緊急対策を推進する。</p> <p>・近年、浸水実績があり、重要な施設の浸水が想定される河川等において、浸水被害を防止軽減するため、河川改修等を推進する。</p> <p>・電気、ガス、電話、上下水道等のライフラインについて、被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するための対策を検討する。</p>	県、市町、関係者	新規

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 (1項目)

取組みの柱				
No	取組み項目	取組み内容	取組み機関	取組み開始時期
20	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・現況の災害対策用機械の情報について共有する。	国、県、市町	平成30年度～

**防災施設の整備等**

(4) 河川管理施設の整備等に関する事項 (3項目→7項目)

取組みの柱				
No	取組み項目	取組み内容	取組み機関	取組み開始時期
21	・堤防等河川管理施設の整備	・現在実施中の河川管理施設等の整備を推進する。 古川(引田)、番屋川、新川、相引川、吉田川、春日川、詰田川、本津川、綾川、大束川、古子川、桜川、弘田川、高瀬川、一の谷川	県	継続して実施
⑯	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	・2018年の緊急点検を踏まえ、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等の撤去による緊急対策を推進する。	県	新規
22	・流木や土砂の影響への対策	・土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等をH32年度までに14溪流で整備する。	県	平成29年度～
⑰	・土砂・洪水氾濫への対策	・土砂災害により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において人命への著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を推進する。	県	新規
23	・ダム再生の推進 ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	・長柄ダム、五名ダムのダム再生事業を推進する。	県	継続して実施
⑱	・重要インフラの機能確保	・土砂災害により避難路等の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において、砂防堰堤の整備等を推進する。  ・2018年の緊急点検を踏まえ、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等の撤去による緊急対策を推進する。  ・近年、浸水実績があり、重要な施設の浸水が想定される河川等において、浸水被害を防止軽減するため、河川改修等を推進する。	県	新規
⑲	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・2018年の緊急点検を踏まえ、大規模停電が発生し、ダムへの電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を推進する。	県	新規

## 4 フォローアップ

今後、拡充した取組方針に基づき減災対策を推進するとともに、本協議会を毎年開催し、進捗状況を共有する。また、実施した取組みについても訓練等を通じて、習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行う。